

1. 制度概要

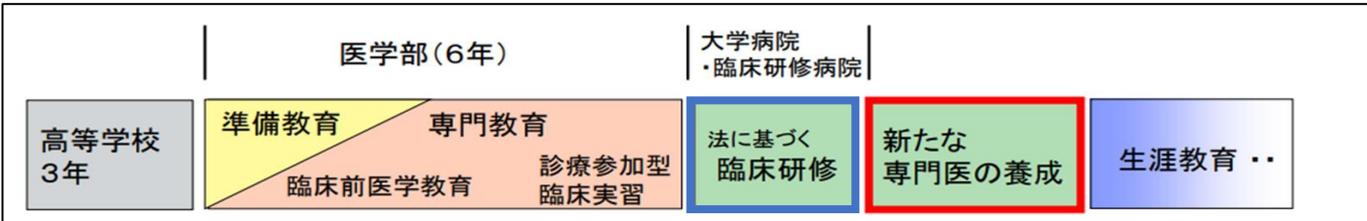
○2018年7月6日公布の「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」により、労働基準法が改正され、**勤務医に対する時間外労働の上限規制が2024年度から適用**された。

○また、2021年5月28日公布の「良質的かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を推進するための医療法等の一部を改正する法律」により、**地域医療の確保や集中的な研修実施の観点から、やむを得ず高い上限時間(B・C水準:年1860時間以下)を適用する医療機関(=特定労務管理対象機関)を都道府県知事が指定**し、指定医療機関における健康確保措置(面接指導、連続勤務時間制限、勤務間インターバル規制等)の実施等の措置が必要。

○都道府県知事は、特定労務管理対象機関を指定するにあたっては、あらかじめ医療審議会の意見を聴かなければならないとされている。

時間外労働の上限規制と健康確保措置の適用 (2024.4~)				
地域医療等の確保 医療機関が医師の労働時間短縮計画の案を作成 ↓ 評価センターが評価 ↓ 都道府県知事が指定 ↓ 医療機関が計画に基づく取組を実施	医療機関に適用する水準	年の上限時間	面接指導	休息時間の確保
	A (一般労働者と同程度)	960時間	義務	努力義務
	連携B (医師を派遣する病院)	1,860時間		
	B (救急医療等)	※2035年度末を目標に終了		
	C-1 (臨床・専門研修)	1,860時間		
C-2 (高度技能の修得研修)				
				医師の健康確保 ↓ 面接指導 健康状態を医師がチェック ↓ 休息時間の確保 連続勤務時間制限と勤務間インターバル規制(または代償休息)

【参考】臨床研修と専門研修



- : 臨床研修 (2年)
- : 専門研修 (3年～5年)

働き方改革における特定労務管理対象機関の指定について

2. 医療審議会の位置づけ

○医療審議会と地域医療対策協議会の位置づけ(厚労省指針より抜粋)

医療審議会	医療法第72条第1項において、都道府県における医療提供体制の確保に関する重要事項等を調査審議する場 また、医療法第113条等において、特定労務管理対象機関の指定をするにあたって、医療審議会の意見を聴かなければならないと規定されている
地域医療対策協議会	医療法第30条の23第1項において、医療計画に定められた方針等に基づき、具体的な医師確保対策を実施する上での関係者間の協議・調整を行うための場

○「医師の働き方改革の推進に関する検討会 中間とりまとめ」(令和2年12月22日)の位置づけ

【B水準の対象医療機関の指定要件】

都道府県医療審議会の意見聴取(地域医療提供体制の構築方針との整合性)

B水準を適用することが地域の医療提供体制の構築方針(医療計画等)と整合的であること及び地域の医療提供体制全体としても医師の長時間労働を前提とせざるを得ないことについて、都道府県は、都道府県医療審議会の意見を聞く。その際、医療機関の機能分化・連携等を進めることによる将来の地域医療提供体制の目指すべき姿も踏まえることが必要であり、地域医療構想調整会議における、医療計画のうち地域医療構想の達成の推進のための協議状況を勘案し、地域医療構想との整合性を確認することが適当である。また、地域医療提供体制は、地域の医師の確保と一体不可分であるため、地域医療対策協議会における議論との整合性を確認することが適当である。このため、実質的な議論は、都道府県医療審議会に設けられた分科会や地域医療対策協議会等の適切な場において行うことを想定している。

【C-1水準の対象医療機関の指定要件】

C-1水準を適用することにより、地域における臨床研修医や専攻医等の確保に影響を与える可能性があることから、地域の医療提供体制への影響を確認することが適当であり、都道府県は、都道府県医療審議会の意見を聴く。なお、地域医療対策協議会においても協議することとする。

働き方改革における特定労務管理対象機関の指定について

3. 概要

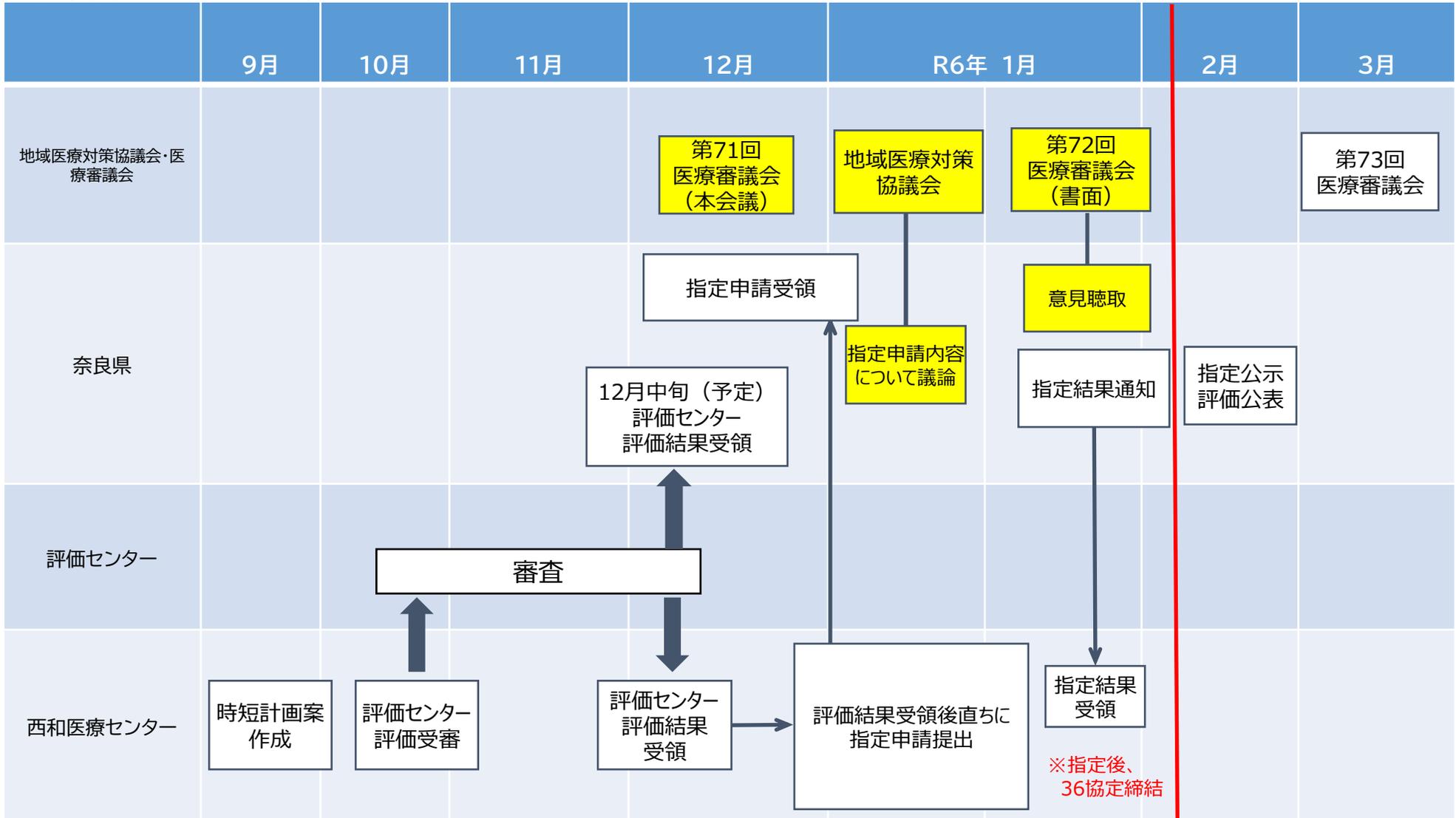
- ①奈良県西和医療センターから今年度中に時間外・休日労働時間が960時間(A水準)を超える見込みとなったため、特定労務管理対象機関の指定申請手続きをしたいとの申し出あり
- ②特定労務管理対象機関の指定は県が行うが、地域医療対策協議会での協議と医療審議会での意見聴取が必要（医療法第113条第5項）
- ③当初は医療機関勤務環境評価センターの評価後、1月30日開催の地域医療対策協議会で協議を行い、3月初旬開催の医療審議会での意見聴取を経て、特定労務管理対象機関の指定を行う予定であったが、10月末時点で最長累積時間外・休日労働時間は662.08時間で このままのペースでいけば2月中に960時間を超えることが判明
- ④西和医療センターにおける勤務医の時間外・休日労働時間が960時間を超過し、労基法違反になることを避けるために地域医療対策協議会における協議後速やかに書面によって医療審議会を開催したい
- ⑤他府県において特定労務管理対象機関の指定に関する意見聴取を書面審査で実施している例あり

4. 今後のスケジュール

令和6年12月17日	本会議において次回医療審議会にて特定労務管理対象機関の指定に関する意見聴取を書面開催にて行うことについて協議
令和6年12月中旬	評価センターからの評価結果を受けて、西和医療センターが特定労務管理対象機関の指定申請書を県に提出
令和7年1月初旬	地域医療対策協議会にて協議
令和7年1月下旬	医療審議会(書面開催)で意見聴取

働き方改革における特定労務管理対象機関の指定について

5. 今年度スケジュール案



年間の時間外勤務時間上限960時間

年間の時間外勤務時間
上限1860時間

働き方改革における特定労務管理対象機関の指定について

6. 指定申請予定医療機関

地方独立行政法人 奈良県病院機構 奈良県西和医療センター

①指定水準・要件	B水準	救急医療（二次救急医療機関）		
	C-1水準	臨床研修プログラムの研修機関		
②対象医師	全医師	③救急車の受入件数	3,889件	
④時間外・夜間・休日入院患者数	1,524件	⑤令和5年度最大時間外・休日労働時間数実績	1,316時間	
⑥奈良県保健医療計画における当該病院の位置づけ	<ul style="list-style-type: none"> ・病院群輪番制参加病院 ・在宅療養後方支援病院 ・超急性期脳卒中加算を届けている医療機関 ・脳血管疾患等リハビリテーション料（Ⅰ）を届けている医療機関 ・緊急心臓カテーテル検査及び治療を24時間365日実施可能な医療機関 ・糖尿病足病変に関する指導を実施する医療機関 ・自立支援医療指定医療機関の一覧 ・DMAT指定病院 ・小児科病院二次輪番体制参加病院 			
⑦当該業務に従事する医師の時間外・休日労働時間がやむを得ず長時間となる理由	B水準	・二次救急医療機関、中南和地区の小児科病院二次輪番体制参加病院として多くの患者を受け入れている。		
	C-1水準	<ul style="list-style-type: none"> ・当センターは基幹型臨床研修病院として臨床研修を実施している。 ・研修医には臨床研修プログラムの修了要件として短期間に集中的な症例数の経験が必要であり、技能や能力の取得の為に時間外・休日労働時間が月100時間を超過する月もある。 ・特色ある臨床研修プログラム内容に魅力を感じる学生が多く、一定数の臨床研修医や専攻医の確保が見込まれるため、地域の医療提供体制への影響は少ない。 		